

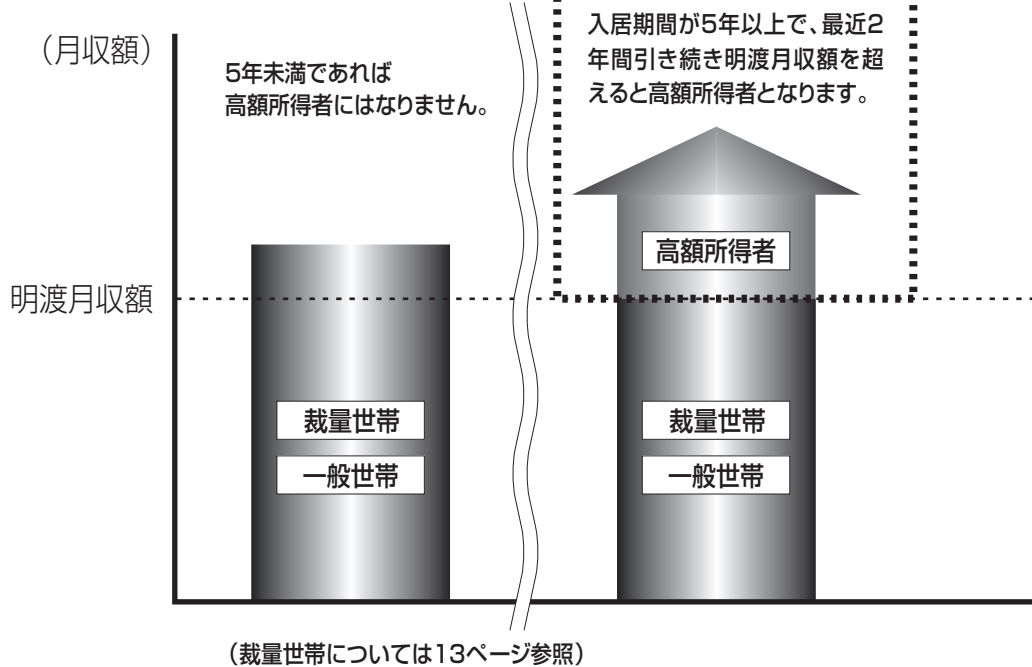
高額所得者について…

公営住宅にお住まいの方

高額所得者とは

高額所得者とは、次の①②ともに満たしている世帯をいいます。

- ① 入居期間が5年以上の世帯
- ② 最近2年間引き続き明渡月収額(31万3千円)を超える世帯



きんぼうどうしゅ

近傍同種の住宅の家賃とは

近傍同種の住宅の家賃とは、民間の賃貸住宅と同程度になるように国が定めた方法によって計算される家賃のことです。住宅の建設費などの原価をもとに、最低限運営するのに必要な経費を含めて計算したものが、近傍同種の住宅の家賃となります。お住いの住宅ごとに計算される家賃ですので、近隣のマンションの家賃そのものを指すものではありません。

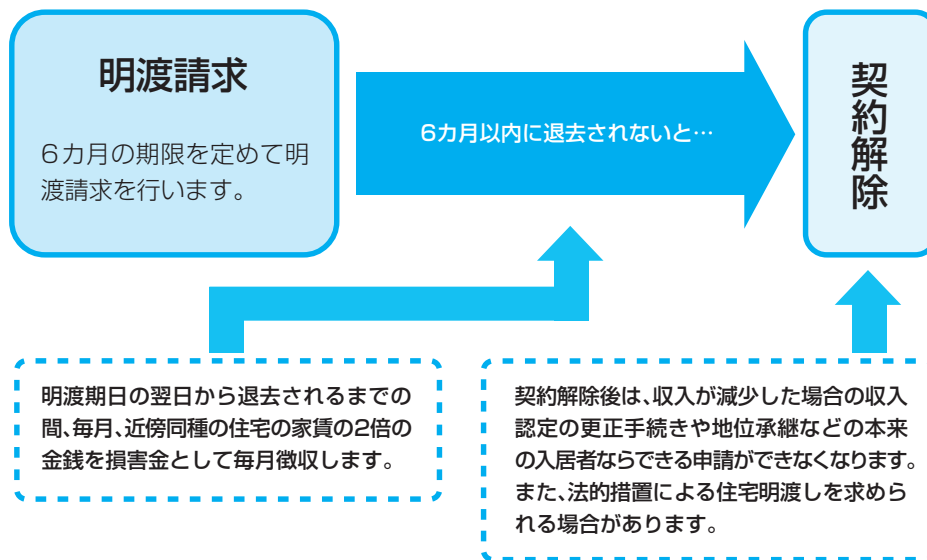
高額所得者になると…

公営住宅は、収入が低く住宅に困っている方のための住宅です。一定額以上の収入がある高額所得者が、このまま公営住宅に住み続けるというのは、公営住宅の目的に反し、不公平です。

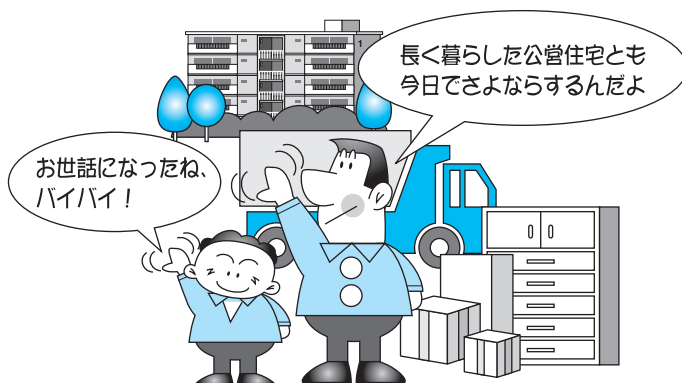
したがって、高額所得者には次のような義務が公営住宅法などで定められています。

高額所得者には、住宅を明け渡す義務があります!!

大阪府では、収入超過者や高額所得者を対象に、公的住宅の紹介を行っています。



高額所得者の家賃は、近傍同種の住宅の家賃(民間賃貸住宅なみの家賃)となります!!



ご不明な点があれば、
大阪府住宅まちづくり部住宅経営室経営管理課
☎06-6941-0351(代)
までお問い合わせください。